

黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第5号

黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和57年黒石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 小学校

学校名	区域（大字名・字名）
黒石小学校	黒石、西ヶ丘、元町、大板町、内町、上町、甲大工町、乙大工町、後大工町、寺小路、袋井一丁目、袋井二丁目、袋井三丁目、油横丁、株梗木横丁、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、大町一丁目、大町二丁目、境松一丁目、境松二丁目、境松三丁目、境松、昭和町、松葉町、岩木町、寿町、道北町、吉乃町、住吉町、一番町、末広、相野、松原（六郷小学校の区域を除く。）、野添町、北美町一丁目、北美町二丁目、北美町三丁目、緑ヶ丘、ぐみの木一丁目、ぐみの木二丁目、ぐみの木三丁目、青山（六郷小学校の区域を除く。）、野際一丁目、野際二丁目、野際三丁目、田中、北田中、作場町、小屋敷、小屋敷西、飛内、飛内北、馬場尻下、馬場尻東、馬場尻南、東馬場尻、西馬場尻、上目内沢、下目内沢、二双子、富田、富士見
黒石東小学校	弥生町、桜木町、幸町、美原町、春日町、東町、錦町、旭町、泉町、花園町、若葉町、京町、鍛冶町、市ノ町、前町、中町、浜町、横町、山形町、東新町一丁目、東新町二丁目、浦町一丁

	目、浦町二丁目、長崎一丁目、長崎二丁目、柵ノ木一丁目、柵ノ木二丁目、柵ノ木三丁目、柵ノ木四丁目、角田、八甲、東野添字長坂道北、豊岡、石名坂、牡丹平、花巻（東英小学校の区域を除く。）、高賀野、浅瀬石、中川、追子野木一丁目、追子野木二丁目、追子野木三丁目、ちとせ一丁目、ちとせ二丁目、ちとせ三丁目
六郷小学校	竹鼻、高館、三島、赤坂、上十川、竹田町、あけぼの町、青山の一部（1番地から111番地まで）、松原の一部（1番地のうち1、2、2番地から6番地、7番地のうち1から3まで、8から11まで、16番地2、17番地のうち1、2、18番地、19番地のうち1、2、20から36まで、37番地1、38番地のうち1、2、40から48まで、49番地2、50番地のうち1、2、52、53）の区域、東野添（黒石東小学校の区域を除く。）
東英小学校	二庄内、大川原、南中野、板留、袋、温湯、上山形、下山形、花巻字花巻、花巻字北村下平、花巻字南家岸、花巻字村上、花巻字村家岸、花巻字山手村上、花巻字村下平の一部（9番地のうち8、9、10番地3、24番地以降）、花巻字長坂南（11番地3を除く。）、沖浦字青荷澤、沖浦字大巻前

2 中学校

学校名	区域（大字名・字名）
黒石中学校	黒石東小学校、六郷小学校、東英小学校の学区
中郷中学校	黒石小学校の学区

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。